

# 日本重化学工業グループ人権方針

## ■ 人権方針

当社グループは、「国際人権章典」、国際労働機関の「労働の基本原則及び権利に関する宣言」および国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持・尊重します。

また、当社グループは、経営理念の「人間尊重を基本とし、環境に配慮しつつ、明るく活力ある企業を目指すこと」に則り、「日本重化学工業グループ人権方針」をここに定めます。

『人類の尊厳と多様性の尊重』を掲げ、あらゆる人が固有に持つ文化、国籍、信条、人種、民族、言語、宗教、性別、年齢や考え方の多様性を尊重し、人権尊重の責任を果たす努力をいたします。

## ●適用範囲

本方針は当社グループ内の人権に関わるすべての規程の上位に位置付けられ、グループ全社員に適用されます。また、サプライヤーを含むすべてのステークホルダーの皆様にも本方針を理解し、支持していただき、協働することにより人権尊重への取り組みを推進していきます。

## ●適用法令の遵守

事業活動を行う各国・地域における法令を遵守します。各国・地域の法令等と国際的な人権の原則に矛盾がある場合には、現地法を遵守しながら、国際的な人権の原則を尊重する方法を追求してまいります。

## ●人権デューデリジェンス\*

人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、人権への負の影響を防止または軽減することに努め、継続的な実施と改善に取り組みます。

## ●是正・救済措置

当社グループの事業活動が人権に対する負の影響を引き起こした場合、或いはこれに関与したことが明らかになった場合には、適切な手続きを通じてその救済と是正に取り組みます。

## ●教育

本方針が当社グループ全体の事業に組み込まれ、効果的に実行されるように、適切な研修・教育を行います。

## ●情報公開

ホームページ等を通じて、本方針に基づく人権尊重の取組やその状況を適切に開示します。

制定日 2024年9月26日  
日本重化学工業グループ  
地熱エンジニアリング株式会社

※「人権デューデリジェンス (DD)」: 企業がその人権尊重責任を果たすために求められる取組のひとつ  
具体的な取組内容

①負の影響の特定・評価、②負の影響への防止・軽減、③取組の実行性の評価、④説明・情報開示  
これらの取組を継続的に実行する。